

## 公衆浴場における水質基準改正のお知らせ 《浴槽水 検査項目の一部変更について》

「公衆浴場における水質基準等に関する指針※」において定められている水質基準の一つ「大腸菌群」が「大腸菌」に改正され、2025年4月1日より施行されます。 ※厚生労働省通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添1

### 【改正の概要】

改正対象	公衆浴場の浴槽水				
改正内容	水質検査項目（全4項目）のうち 糞便性の指標項目を改正 <table border="1" data-bbox="311 1139 1253 1375"><tr><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>大腸菌群 1個/mL以下</td><td>大腸菌 1個/mL以下</td></tr></table>	改正前	改正後	大腸菌群 1個/mL以下	大腸菌 1個/mL以下
改正前	改正後				
大腸菌群 1個/mL以下	大腸菌 1個/mL以下				
施行日	令和7年（2025年）4月1日				

※大腸菌以外の検査項目（濁度、有機物、レジオネラ属菌）は、改正されません。

※「大腸菌（浴槽水）」「大腸菌（原湯、原水、上がり用湯、上がり用水）」は、検査方法・検査料金が異なります。詳細については、弊社営業担当にお問い合わせください。

検査内容、お見積りなど、お気軽に営業部までお問い合わせ下さい。



TOHO Biological  
Laboratories  
Co., Ltd.

株式会社 東邦微生物病研究所

〒556-0001 大阪府大阪市浪速区下寺3-11-14

TEL：06-6648-7157 FAX：06-6636-9266

【営業時間】9：00～17：00（土曜・日曜・祝日除く）

東邦微生物

検索

<https://www.toholab.co.jp>

E-mail: [toholab@toholab.co.jp](mailto:toholab@toholab.co.jp)

